

松浦一揆をめぐる

— 国人一揆論の新段階へ —

呉 座 勇 一

はじめに

中世後期社会を読み解くキーワードの一つが「一揆」であることは誰しもが認めるところである。中でも国人一揆は一揆研究の主要な題材として活発な議論が行われてきた。一九五〇年代後半からは国人一揆の構造や機能に関する研究が本格化し、今なお中心的な論点と見なされている⁽¹⁾。

大規模で広域的な国人一揆の場合、その下部に小規模な国人一揆が存在することがある。いわば一揆の重層構造である。関東の白旗一揆や九州の彼杵一揆などにも重層的構造は見いだせるが、とりわけ有名なのは松浦一揆の重層的構造であろう。

松浦一揆とは、南北朝期以降、九州の西北端、「日本の多島海」と称される現長崎県、さらに佐賀県の西北部をも含む松浦地域を勢力圏とした領主層の一揆結合のことである⁽²⁾。松浦一揆が重層的構造を持つ

ていたことは、戦前から指摘されている。長沼賢海氏は数十家が参加する応安・永徳・嘉慶・明徳の一揆契諾を親一揆と捉え、より小規模な子一揆はその組織細胞にあたる、と主張したのであった⁽⁴⁾。

瀬野精一郎氏はこの長沼氏の見解を踏まえて、松浦党の大一揆の一揆契状が今川了俊の政治工作に基づく軍事的契約であるのに対し、小範囲な地縁的關係によって結ばれた小一揆の一揆契状は具体的日常生活と直結した問題をとりあげていると指摘した⁽⁵⁾。単に規模が違うというだけでなく、質的相違、機能面での違いがあると論じた点に瀬野氏の獨創性があった。この瀬野説に対しては、大一揆と小一揆の差異を強調しすぎていると多くの批判が寄せられたが、大まかな傾向としては瀬野氏の述べる通りであることは衆目の一致するところである。

そして瀬野説を発展的に継承したのが村井章介氏の所論で、大一揆／小一揆、他発的一揆／自発的一揆という従来の二分法を修正し、松浦―下松浦―五島―青方といった四段階の規模で一揆が存在していることを指摘した。その上で五島一揆とより小規模な青方一揆・宇久

一揆などとの間に一種の統属関係を見出し、ここから松浦一揆の重層性を論じた。更に、重層構造から戦国大名五島氏の成立を展望した。

この村井説の意義は、混迷の度を深めつつあった松浦一揆の分類をめぐる論争に決着をつけたに留まらない。異質性を強調する瀬野説とそれへの反論とを止揚して、異なる規模の一揆間における連関を主張した点で画期的であり、国人一揆研究に新たな視座を提供した。また村井氏は一揆契状を残さなかった上松浦地方においても、下松浦一揆と同様の一揆結合が存在していたことを明らかにした。⁽⁸⁾

村井氏は確言こそしていないものの、(大規模一揆である下松浦一揆は軍事的集団としての性格が強く、相対的に小規模な五島一揆は地域支配権力としての性格が強いという)両者の異質性を、両者の間での役割分担、機能分掌として理解しているように思われる。その意味で村井氏の研究は、同時期に展開された勝俣鎮夫氏の「一揆専制」論⁽⁹⁾と相俟って、(地域支配権力としての一揆)という研究史の流れを決定づけたと言えよう。

さて村井氏の研究以後も、松浦一揆に関する論文は数多く発表されたが、大筋においては村井説を踏襲しており、基礎的事実の指摘が中心であった。⁽¹⁰⁾松浦一揆の構造と機能に関して、村井説の大枠が否定されることは長らくなかったのである。

ところが一九九〇年代に入り、村井説をはじめとする先行研究を真つ向から批判した研究が登場した。それが西村安博氏の議論である。西村氏は松浦一揆の実際の機能を明らかにすべく、相論の処理過程に注目した。その検討に基づき、「在地における専制的な合議機関・権力体」という一揆に対する従来の評価を批判し、一揆契状は一種の「スローガンのなもの」にすぎず、一揆は従来から在地に存在した

「仲人制」的な枠組みから脱していないと論じた。また松浦党の一揆は重層的な構造を持つていなかったと断じ、村井氏の主張を否定した。⁽¹¹⁾

西村氏以前にも、石井紫郎氏が国人一揆の「一味同心」(一致団結)や「多分之儀」(多数決制)を形式的なものにすぎないと論じたことがある⁽¹²⁾、石井氏の提起を正面から受け止め、史料の具体的な分析を通じて石井氏の論理的仮説を裏付けようと試みた点に西村説の意義がある。

西村氏の見解に従った場合、松浦一揆のみならず、国人一揆全般のイメージが覆されることになる。なぜなら既往の国人一揆研究は、一揆契状を主たる史料として利用してきたからである。もし種々の一揆契状に散見される「一味同心」や「多分の儀」といった文言に実質的な意味が伴っていないとしたら、一揆契状の字面に依拠して国人一揆の機能を論じてきた従来の国人一揆論は根本的に問い直されなければならないのである。

このように西村説は極めて重大な提言を含んでいるが、以後の研究では殆ど論及されることがない。これは一つには国人一揆研究そのものが低調になったことが起因していると思われる。しかし、国人一揆研究を前進させるには、西村説の評価は避けては通れない。

そこで本稿では西村氏の史料解釈と論理展開を再検証し、その上で国人一揆論の今後の方向性について卑見を提示したい。

一 一揆成立と契状制定の画期性

村井氏は「一揆契諾状の成立と一揆の成立とがけっして同義ではない⁽¹³⁾」ことを主張し、一揆契状制定以前から松浦一揆が成立している

の立場を取っている。これは、大一揆の一揆契状制定に上部権力が関与していることを根拠に、大一揆を上部権力によって組織された軍事的集団と捉えた瀬野説を批判するものであった。村井氏が論拠として掲げた史料を見てみよう。

正平二十一年（北朝貞治五年、一三六六）、鮎河直（沙弥道円）・津留進と青方重・神崎能阿との間に赤浜の「網代」をめぐる相論が勃発した。宇久覚・有河全ら宇久・有河の人々が「左博」に乗り出して両者の利害を調整し、「和談之儀」が成立した。そして宇久覚らの連署状は「此上者、於「向後」可被_レ成_レ一味同心之思也、若以「非分之儀」、重及「異論」、背「揆之治定之旨」、有「違篇之儀者」、任「請文事書旨」、違犯人々於、宇久・有河中於永可「横出」之状、如「件」という言葉で締めくくられている⁽¹⁴⁾。

すなわち、今回の一揆の決定に従わずに自力救済に及んだ場合、違反者を「宇久・有河中」から追放する、ということが規定されているのである。

今回の案件が応安六年（一三七三）の宇久・有河・青方・多尾（五島列島）一揆契状締結⁽¹⁵⁾より前の出来事であることに着目されたい。一揆契諾以前から、五島地域では領主たちの一揆的结合が成立していたのである。連署者の署名順は「孔子次第」とあり、裁定者集団の中の平等性が強調されている。

西村氏は、一揆が全面的に再審請求を禁止しているわけではなく、再訴が認められないのは、訴えの内容が「非分之儀」である場合に限定されている、と説き⁽¹⁶⁾、一揆裁定の強制力の限界面を強調する。そして一揆の裁定は「仲人制」的紛争解決方法と同質である、としている。しかしながら、一揆による紛争解決方法は、それ以前から在地に存在

した「仲人制」的紛争解決方法と何ら異なるところがないのだろうか。そもそも、「非分之儀を以て、重ねて異論に及ぶ」ことを禁止する、という文面から、「非分之儀」でない「異論」は許容される、という反対解釈を導き出すことが妥当であるかどうか、疑問が残る。「非分」という言葉は「非分押領」「非分競望」「非分煩」など、問題の行為を論難する時の常套句である。そして「異論」という語句も「異論濫妨」「異論あるべからず」など、否定的な意味で用いられるものであり、「正当な「異論」というものは基本的には存在しない。正当な手続きに基づく再審請求は許可している、という含意をこの連署状から読み取るとは難しい。「非分之儀」という表現は、「一揆之治定之旨」に違反することの不当性を強調するための文飾と理解するのが穏当であろう。

村井氏は、本件における一揆の訴訟取扱が、単なる慣習によるのではなく、後世まで残されることを前提とした文書によってなされている点を評価する⁽¹⁷⁾。実に優れた着眼であり、これを従来の「仲人制」と同質のものと捉える西村氏の見解は成り立ちがたい。

更に村井氏は、違反者の追放など応安の五島一揆契状に見える諸規範が、既にこの連署状に盛り込まれていることに注目する。そして、領主層の直面する日常的な問題の中から産まれた一揆結合の法的規範、諸原則が対象化され体系化されたものが一揆契状という成文法である、と説く。一揆契状制定の契機として領主の自主性を重視するのである。真に重大な指摘であるが、一揆契状制定以前と以後で、一揆の裁定のあり方にどのような変化があるのかを、具体的に明らかにする必要がある。

この点に関連して筆者が重視するのは、先ほどの連署状に見られた

「任請文事書旨」という文言である。「請文事書の旨」に基づいて追放刑を課すとのことだが、「請文事書」とは何のことだろうか。請文とは、ある事柄を確実に履行したこと、あるいは将来これを確実に履行すべきことを相手方に伝える文書のことである。¹⁸⁾ よって紛争解決主体（裁定者）である宇久覚・有河全たちにとつての「請文」とは、紛争当事者（訴人・論人）である鮎河直・津留進、青方重・神崎能阿から裁判開始以前に提出された「請文」のことと思われる。

では「請文事書」にはどのような「旨」が書かれていたのだろうか。文脈から判断するに、「もし一揆の裁定に背いて自力救済行為に出た場合は、一揆から追放されても構わない」と誓約したものであろう。

一揆裁定への違反者を追放するという規定は、判決の実効性を確保し、一揆を維持する上で不可欠なものと言える。そもそも一揆の裁定権は、「その成員たる個々の領主が自発的にその相互の紛争の裁定権を、自己も参加しているが、自己を超越した集団権力にゆだねたところ」に成立の根拠をもつもの¹⁹⁾だからである。したがって一揆裁定に反抗し、紛争を実力行使によって解決しようとする姿勢は、一揆の存立基盤を脅かすものであり、一揆にとつて容認できることではない。

しかしながら本連署状の追放規定は、相論当事者が送ってきた「請文事書」を前提にしている。ここに見える一揆契約制定前の一揆は、たとえその構成員が裁定に違背しても、彼を一方的に追放することはできない。一揆は相論当事者から事前に請文を取ることで、ようやく彼に対する追放権を獲得したのである。

さて、本相論においては相論当事者からの「請文」は現存しないのだが、次の事例から、一揆裁許状と「請文」との具体的な対応関係を推測することができる。

応安の五島一揆契約制定後の永徳三年（一三八三）、「与」・「満」・「統」の三名が志佐氏を相手取って訴訟し、「有河・青方の人々の御左博」として「少々落居」したが、三名は「猶以て心得難き子細等」があったため、「子細歎き申候」、すなわち再訴したところ、「宇久殿・奈留殿面々御越え候て御左博」となった。²⁰⁾

西村氏は、再審が可能であったことを重視し、一揆裁定の相対性を強調するのだが、より上級の裁定権力へと移管していることが本事例の勘所であろう。すなわち宇久氏・奈留氏が裁定に参加することで、有河・青方という周辺領主による左博から、五島一揆全体の左博へと移行しているのである。²¹⁾

「青方文書」には、本件に関する宇久覚・下有河重・奈留安三名の連署押書状が残されている。²²⁾ これによれば彼らは「今度たまたま参会」したので、「先の左博の旨に任せて、その沙汰を究め、志佐方に催促せしめ、理運のまま沙汰付申べく候」ところだったが、「公私取り乱す時分」のため、「以後一両月中に此人数参会候て淵底沙汰を究め、急速に仕付け申す」ことを約束した。つまり裁許を延期したのである。

この決定を受けて、訴人の三名が宇久氏ら裁定者に対して同日に提出したのが左の史料である。

【史料一】 与等連署押書状案（傍線は筆者が付した。以下同じ）

宿浦かう阿ミかあとの事にて、有河・あを方の人々の御さはくとして、せう、らきよ候といへとも、なをもて心ゑかたきしさいら条々候之間、かさねてう浦にまかりこゑ、しさいなきき申候ところに、宇久殿・奈るとのめん、御こゑ候て、御さはく候あいた、たふんおほせにしたかい候ぬ、た、しもとま

ろと申候ふね一たんの事、おて御さたあるへきよしうけ給候
あいた、かさねての御さたを待申候へく候、所詮、きやうこう
におきて、いかなるむねんのきり候といふとも、めん、の
御さはく方へあんないを申入候へて、かいにまかせ候事あるま
しく候、仍こ日のために押書状如件、

永徳三年七月十三日

与^{在判}

満^同
続⁽²³⁾同

書止文言に「仍つて後日の為に押書状如件」とあるように、右の史料は押書状と呼ばれる様式の文書である。井原今朝男氏の研究によれば、押書とは「将来に履行すべきことを約束した契約状」であり、請文として機能することもあるという。⁽²⁴⁾

傍線部の「追つて御沙汰あるべき由」とは、前出の「以後一両月中に此人数参会候て淵底沙汰を極め、急速に仕付け申す」を指すと思われる。これを「請け給」い、「重ねての御沙汰を待ち申し候べく候」と約束しているのだから、史料一はまさしく「請文」と言えよう。

この「請文」の末尾で与・満・続の三名は「如何なる無念の義理候といふとも、面々の御左博方へ案内を申入候はで、雅意に任せ候事有間敷候」と誓っている。訴訟提起者はこのように「請文」を提出し自力救済を行わないことを誓約して初めて、自分たちの案件を一揆に審理してもらい、裁許を得ることができたのである。本件は裁判延期に伴う「請文」提出という特殊事例ではあるが、前述の正平二十一年の相論を併せて考えるに、審理前の「請文」提出は一般的な手続きと考えて良いだろう。

ところで、この「請文」には、一揆の決定に違反したら追放されて

も構わないといった事項は書かれていない。この請文が裁許状に対応するものでないためとも考えられるが、応安の一揆契状制定後、一揆による裁許状に追放文言が記されたものは一通もないことは無視できない。

これは応安の一揆契状で「此人数於多分之儀違背輩者、於^二向後^一此人数中於永可^レ被^レ横出^レ者也」と包括的な追放規定が明文化されたことで、個々の案件において、いちいち追放規定を確認する必要がなくなつたからだと思われる。

また応安の一揆契状制定後、一揆裁許状は「押書状如件」という書止文言を持つ押書状形式へと固定化していく。⁽²⁵⁾しかも契状制定以降の押書状では、文字を後から挿入した箇所には裏花押が加えられており、文書発給後の書面改変を防止するという厳格な訂正方式の様子が垣間見える。⁽²⁶⁾一揆契状制定を契機に、一揆裁定のプロセスが制度的に整備されていったことが見てとれよう。

新田一郎氏が述べる通り、「中世を通じて局所的かつ個別的行われていた仲人制的な紛争処理が、一揆という形をとることによって制度化の途を辿り始めた」⁽²⁷⁾点が肝要なのであり、一揆成立、一揆契状制定の画期性を認めない論調には従いがたい。

二 松浦一揆の重層性と強制力

西村氏は、一揆への越訴が可能であったと説き、そこから一揆裁定の強制力の乏しさを主張する。しかし、かかる見方は成り立ち得るのだろうか。以下、再検討を試みたい。

史料一の末尾の文言「如何なる無念の義理候といふとも、面々の御

左博方へ案内を申入候は、雅意に任せ候事有間敷候」から、岩元修一氏や西村氏は、再審請求は禁止されていないこと、つまり、然るべき手続きを踏めば越訴可能であるという反対解釈を引き出す。

しかし岩元・西村氏の研究以前に村井氏が指摘したように、末尾の文言は「中間狼藉」を行わないことを誓約したものと考えられる。⁽²⁹⁾ 裁定者たる五島一揆の宇久氏らは訴訟案件を一時預っているが、これは幕府訴訟法の「所務を中に置く」、すなわち訴えの繫属後、当事者双方に論所の所務に関与すること、双方の自力救済行為を禁止するという手続きに相当する。⁽³⁰⁾ 史料一の傍線部の「重ねての御沙汰を待ち申し候べく候」からも分かるように、与ら三名は、宇久氏らの裁定が出るまでは勝手に論所に介入しないことを誓っているのであって、「面々の御左博方へ案内」は宇久氏らへの再審要求を意味しない。したがって、ここから越訴の可否を論ずることはできない。

とはいえ、先述したように与ら三名が「有河・青方の人々」の左博に納得せず、「宇久殿・奈留殿」らの左博に提訴したことは事実である。しかし、これが「有河・青方の人々」に対する再審要求ではなく、五島一揆という上級裁判権力への控訴であることに留意する必要がある。

こうした一揆の重層的構造が、嘉慶の下松浦一揆契状⁽³¹⁾の第二条の規定と照応していることは村井氏が指摘する通りである。⁽³²⁾ すなわち、相論の際には「先近所人々馳寄、可宥時儀、若猶以及難儀者、一揆一同令會合、任道理可令成敗」という条文である。「近所人々」による調停が失敗した場合、より強大な権力を持つ「一揆一同」が介入するのである。

村井氏は言及していないが、「時儀を宥める」という表現と「道理

に任せて成敗する」という表現との間には、かなりのギャップがある。「一揆一同」（下松浦一揆Ⅱ上級一揆）の裁定が「近所人々」（下級一揆）のそれより強制力を持っていたことが窺い知れる。

ところが西村氏は、村井氏が説く松浦一揆の重層的構造そのものを否定する。調停が失敗に終わるたびに、より有力な者が調停者に立つという仲人制の一般的性質から理解できるというのが、その論拠である。⁽³³⁾ しかし一度「落居」したにもかかわらず、「重ねて」「子細歎き申」したという史料一の事例は、仲人制の枠組みで理解しようとするより、上級裁判権力への提訴と見る方が自然であろう。⁽³⁴⁾ 一揆裁定に強制力がないために越訴が続発したという見解には同意しがたい。

その点で宇久覚らが「今度たまたま参会候」と述べているのは重要である。裁定者は彼ら三名でなければならぬわけではない。極論すれば五島一揆の構成員であれば誰でも良かったわけで、今回は宇久覚ら三名が、たまたま五島一揆を代表して左博を行ったのである。仲人制に比して裁定者の属人的要素は明らかに後退している。一揆形成に伴い、「仲人による調停という形式を通じて紛争に關与しうる周辺の人々が、いわば構造化された」という新田氏の提言は、⁽³⁵⁾ 右のような事態を踏まえることで、よりの確に理解されよう。明確な統属関係はないにせよ、重層的構造であったことは否定しがたい。

そもそも西村氏が越訴の実例として掲げる諸史料も、仔細に観察すると、同一案件の蒸し返しとは言い難く、関連はあるものの別の訴訟として提起されている。

一例として、西村氏が挙げた青方氏と鮎河氏との間の漁場相論を見てみよう。前章で言及したように、正平二十一年、鮎河直・津留進と青方重・神崎能阿との間で青方浦にある赤浜三番網代・波解崎の崎網

代・祝言島の前倉網代をめぐる相論が勃発した。結局、これらの網代は鮎河・津留氏に引き渡されたが、永和三年（一三七七）には鮎河氏が青方氏に、津留氏が神崎氏に権益を売却している。⁽³⁶⁾だが応永二年（一三九五）に青方氏と鮎河氏との間で、この網代に関する「所務の煩い」が再び発生し、「浦の内的人数」による「左博」が行われている。⁽³⁷⁾

これに関して西村氏は「網代の使用収益権者が左博による決定に基づいて一旦は確定していながら、その後、網代における入漁権者相互間に新たな紛争が生じ、当事者から合法的に訴えが当該左博に対して提起された」と説き、紛争の再燃を根拠に裁定の拘束力の限定性を論じる。

けれども、応永二年に「所務の煩い」となったのは「残る分」、すなわち永和三年に青方氏に売った分の残りであった。⁽³⁹⁾永和三年の売却に加え、残りの権益を鮎河氏が改めて青方氏に売却することで、相論は解決している。厳密には再審ではないのである。

むしろ永和三年の売却以降、応永二年に至るまで、当該漁場に関する紛争が惹起されなかったことを肯定的に評価すべきではないだろうか。室町幕府の使節遵行においてすら、同内容の沙汰付命令が早くも翌年に出されている事例が検出されている。⁽⁴⁰⁾それを考えれば、一揆裁定の実効性は決して軽視されて良いものではない。

もちろん相論が頻発する点に、一揆の強制力、在地秩序維持機能の限界を認めることはできる。しかし一方で、一揆が自らの裁定の実効性を高めようとする動向も見られる。既述のように応永二年、青方氏と鮎河氏との間で網代をめぐる相論があり、「浦の内的人数」が「左博」を行い、鮎河氏が青方氏に網代を二十五貫文で売却するという形

で解決している。この際、「浦の内」の穩阿ら六名が連署左博状を発給しているが、そこでは「鮎河殿の子孫」の違乱行為を禁じ、もし「違乱煩」を申してきたら、「この状を以て、子々孫々に至るまで御知行候べく候、仍つて後証の為に左博状、件の如し」と規定されている。ここでは一揆の「左博状」が、知行を保証する証拠文書として現出している。こうした文言は以前の一揆裁許状には見られなかったものである。ここでは一揆の裁定は永続的な効力を有し、鮎河氏による越訴の可能性は基本的に閉ざされている。

一揆裁定の絶対化は次の史料でより鮮明に表れる。

【史料二】 宇久松熊丸等連署押書状

肥前国宇野御厨庄下松浦五嶋西浦目之内鵬下・尾礼嶋両嶋事、

平戸殿与青方殿御相論候、既及大剛候之間、宇久松熊丸相懸□

和与畢、所詮、彼両嶋之事、於得分者、自先日相定候、牧并木

場畑以下者、両方可為相持之由、堅令落□^{原之}畢、以此下者、自今

以後何様之雖有證状、相互御越訴可有停止□旨、至于後々將

来御知行不可有相違由、一同押書之状、如件、

応永廿九年^壬五月十三日^孔□

道機（花押）

（以下十八名省略、末尾に松熊丸が署名）

青方殿⁽⁴¹⁾

この裁定の場合、訴訟当事者双方の「相互御越訴」の「停止」が明記され、「後々将来」に至るまでの永続的な「御知行」が保証されている。

しかしながら一揆裁定の強化は、一揆結合の変質と表裏一体の現象であった。本史料から読みとれるように、松浦平戸氏と青方氏の和与を取りもつたのは宇久松熊丸であった。

応永二十年に宇久・有河・青方の人々が松熊丸を宇久氏の新当主として擁立している事実から、五島一揆が宇久松熊丸という一人の超越的な主君を欲するようになったことを、村井氏は明らかにしている。⁽⁴²⁾ だとすると、一揆裁定の絶対化は、この松熊丸の台頭に伴うものではないだろうか。今回の裁定は、「一同押書」と言い条、事実上は宇久松熊丸の裁定である。主君の成敗の特権化するために、越訴が禁じられたと考えられる。同時に、越訴禁止という一揆裁定の絶対化は、一揆が自らの重層性を統属関係を転化させ、超越的な主君の上に戴き求むる心的な権力構造を築くことで初めて可能になったとも言えよう。

このように見ていくと、一揆の重層性を否定し一揆裁定の強制力の欠如を強調する西村氏の見解がやや一面的であることを察するであろう。一揆裁定の展開過程を捨象して戦国大名五島氏の成立をどのように説明するのか、疑問を感じざるを得ない。

三 松浦一揆の「多分之儀」と「理非」

下松浦一揆や五島一揆の一揆契状に見える「多分之儀」とは、勝候鎮夫氏によって、一揆成員が全員会合して多数決をとることであると説明された。⁽⁴³⁾

これに対し石井紫郎氏は「白紙の状態から出発して議論をたたかわせ、どちらにするかを『頭数を算え』て決定する、というよりは、むしろあらかじめ前提されている方向に向かって全員をひきずっていくためのセレモニーとして機能したのではないだろうか」と疑問を表明している。⁽⁴⁴⁾

石井氏の解釈は基本的に、「君の御大事」（戦争）という非常事態に

おける「多分之儀」を対象とするものだが、これを日常的な訴訟審理の場面にも適用したのが西村氏の議論である。西村氏は史料一を解釈した上で、「いざ『多分之儀』の段になって、白黒をつける形で、以後対処してゆくべき方向を全面的に、かつ一回的に裁断するためのいわゆる決戦投票的決着がみられたとは考えられない」と述べている。また、これに関連して「いきなり当該一揆契諾参加者全員が顔を揃えて当該紛争処理にあたるのではない」とも言っている。⁽⁴⁵⁾

確かに史料一に見える「多分仰」とは具体的には宇久覚・下有河重・奈留安三名の裁定を指すと思われる、五島一揆の参加者全員が集まって多数決を取ったとは考えにくい。西村氏の指摘は、知らず知らずのうちに現代的な民主主義を中世社会の中に投影していた従前の一揆論に一石を投ずるものであり、その功績は高く評価できる。

しかし、右の事実が松浦一揆の「多分之儀」の意義を損なわしめるものかという点、それはまた別問題であろう。字義通りの多数決制でなかったにせよ、一揆内部で合意形成が重視されたことは間違いないのである。

これに関連して一揆の「理非」判断の問題がある。まず岩元氏が、一揆による相論裁定の目的が当事者双方の和解にあったことを解明している。⁽⁴⁶⁾ これを受けて西村氏は、一揆は「理非」の判断を一揆契状において理念として掲げつつも、実際には「理非」の判断を強行する形での処理方法を探っておらず、むしろ「理非」判断を留保した上で当事者間の和解を志向していた」と説く。更には、「一揆が『理非』判断能力をそもそも有していない団体であり、それ故に、その未熟な能力を補うのに相応しい方法を模索していた」と主張する。⁽⁴⁷⁾

たとえば、応永七年（一四〇〇）の青方氏と松田氏との相論におい

て、裁定者たる五島一揆が青方氏に対し「先づ当座の御論をやめ候は
んために、この人数より相申候て、文書の理非をも聞き候て、一味の
計らい申候間、定めて身の了簡も違ふべく候へども、私曲を存せず、
条々申謂われ、相違無く御返事に預かり候、まことに以て然るべく悦
存候」と謝意を述べている事例がある。⁽⁴⁸⁾これは西村氏の指摘する通り、
文書による理非の判断は行わず、「青方氏は強硬に自己の権利を主張
することなく松田氏の主張を呑んだこと」⁽⁴⁹⁾を意味しよう。

けれども、これを一般的な事例と認めることは難しい。この裁定は
「当座の御論をやめ候はんため」と前置きしていることから分かるよ
うに、暫定的な和解案にすぎなかった。⁽⁵⁰⁾また本案件には「一村と申こ
とには、御兄弟の御事に候」という事情も存在した。⁽⁵¹⁾「文書の理非を
も聞き候」とわざわざ断り書きしていることから、文書審理を省略
した本件はあくまで例外であり、通常は「文書の理非」を重視してい
ることがうかがえる。

とはいえ、和与の形での解決という趨勢は、むしろ強かった。第一
章で紹介した正平二十一年の相論でも、「両方理非」を「和談之儀」
で解決してしまっている。

だが問題は、一揆裁定の調停的性格を捉えて、「在地権力体として
の期待を担いながらも、専制的権力体にはなり得なかった」⁽⁵²⁾という辛
辣な評価を一揆に下すのが妥当か否かである。

そもそも室町幕府の裁定にしても、「特別訴訟手続」に代表される
ように、決して厳格な「理非」に基づく裁定ではなかった。⁽⁵³⁾新田一郎
氏は、「執行命令」が、その前提となる「田緒」の問題と手続き上分
離されたことに、室町幕府「裁判」の特質を見る。そして幕府の「施
行」とは、物理的強制（暴力）を伴う強圧的命令というより、当座の

「権利」を示し、周囲の第三者群の合力可能性を整理する手続きであ
るといふ。⁽⁵⁴⁾先ほど示した一揆の裁定（「とりあえず」の処理）と構造
的に全く同質であることが看取されよう。

新田氏の室町幕府訴訟制度への高評価は、鎌倉幕府訴訟制度の相对
化と相即不離の關係にある。氏は鎌倉幕府の「理非之沙汰」が一回
的・局所的な「権利の認定」にすぎず（「切り札」とならない）、それ
がゆえに同じ内容の訴が繰り返し提起されることを指摘し、鎌倉幕府
の三問三答裁判を過大評価してきた研究史を批判している。しかし
「理非」という史料用語の中に近代的合理精神を読み込む『道理』
『理非』に対する一種の信仰⁽⁵⁵⁾は未だに根強く学界に残っており、新
田説は必ずしも正確に理解されていない。⁽⁵⁶⁾

西村氏もまた、「理非」を重視してきた通説の枠組みから逃れられ
ていない。国人一揆を地域支配権力として積極的に評価する旧来の学
説の前提には、国人一揆が「理非」に基づいた裁許を独自に行ってい
るという事実認識があった。西村氏はこの認識に批判を加え、一揆の
裁定が必ずしも「理非」に拠らないことを明らかにした。しかし「理
非」判断の有無を争点としている時点で、古典学説への根本的な批判
にはなり得ないのである。「理非」を基軸に中世後期の紛争解決の仕
組みを考察するという研究姿勢じたいを、見直す必要があるのではな
からうか。

このように検討していくと、西村氏の甚だ鋭角的な議論は、先行研
究の根本的な問題点を見過ごしたがゆえに生じたものであることが察
知されよう。その問題点とは、無意識のうちに通俗的な近代的権力観
を中世社会に持ち込んでしまったことである。⁽⁵⁷⁾

一九一二年、三浦周行氏は山城国一揆を「戦国時代の国民議会」と

評した。周知のように、この論文は、辛亥革命後の動乱の中で中国各地に作られた「保安会」「市民会」などの団体から着想を得ている。⁽⁵⁸⁾一揆研究はその初発から、デモクラシーなど近代的な視角に基づいて分析が進められていたのである。

こうした伝統のもと、「一揆専制」論は、国人一揆を「理非」判断の権力として高く評価する方向に傾斜していった。この傾向に歯止めをかけようとした西村氏の所論は一定の意義を持つ。しかし真に批判すべきは、国人一揆の合議と近代民主主義との距離を測定するという発想そのものだったのではないだろうか。

おわりに

以上、西村説の再検討を通して、国人一揆の構造と機能を考えてみた。勝俣氏以来の「一揆専制」論が、国人一揆を地域支配権力として規定するのを急ぐ余り、一揆の主体性・自立性・絶対性を過剰に強調し、その結果、意図的であるかどうかは別として、国人一揆をあたかも近代的な権力体のように見せてしまっている点は否めない。⁽⁵⁹⁾

つまり、整然とした命令系統を持ち、具体的・実質的機能を有し、物理的な強制力を十全に備えた、いわば明確な輪郭を持った、目に見える“組織体、というイメージである。国人一揆の実像が、このようなイメージと全く懸け離れたものであることを実証したという点で、西村氏の論考には大きな意味があった。⁽⁶⁰⁾

しかし、現代的な権力体に対する一般通念と異なるからといって、国人一揆が「在地における権力体」ではない、とは言えない。一揆契状はスローガンにすぎない、と断ずるなら、中世法の殆どはスローガ

ンとみなす他ないのである。「理非」判断を留保したまま当事者間の和解を志向したことを理由に一揆の紛争処理能力を低く見積もるといふ西村説の論理構成は、すぐれて近代的な発想に立脚していると言えよう。

付言するならば、より本質的な問題として、一揆の中に「権力の合理性を司る司令部のようなもの」⁽⁶¹⁾を求める先行研究の権力観そのものを克服する必要があると考える。如上の権力観が基底にある以上、結局「上からの権力編成」か「下からの権力編成」かという二項対立的な見方、つまりは権力の二元論から脱却することはできない。⁽⁶²⁾

新田氏が説くように、「スローガンのもとに紛争の処理過程を見つめる『社会の視線』を創出したことが、一揆の達成」⁽⁶³⁾なのである。すなわち、スローガンを共有する他の一揆構成員に常に監視されているという緊張感、「可視性への永続的な自覚状態」⁽⁶⁴⁾こそが「権力の自動的な作用」として一揆構成員の行動を束縛するのであって、剥き出しの暴力という形で強制力を発動する必要は必ずしもなかった。

そして、この視線は「或る条件のもとでは、紛争の処理へと向けた実質的な圧力として作用しうる」⁽⁶⁵⁾のである。その意味で一揆の「沙汰付」は、幕府の使節遵行―「沙汰付」手続と意外に近接している。⁽⁶⁶⁾

「国人一揆」と「守護」体制との構造的な相同性が指摘される所以である。幕府―守護は「裁許」で一揆は「調停」という弁別はできない。つまり国人一揆とは、稚拙ながらも、「視線の作用によって強制を加える仕組」⁽⁶⁸⁾であり、その意味でやはり一種の「権力」と定義できる。

西村氏は「一揆が独立した合議機関・権力体として構成員に対する超越的存在でなかったということ、すなわち、一揆が構成員の自立性を完全に否定し得た団体としては捉えられない」⁽⁶⁹⁾と力説する。

一揆を「構成員の自立性を完全に否定し得た団体」とまで断言した先行研究は存在しないようにも思うが、既往の研究が一揆に過度の思入れを込めてきたことは事実である。西村氏の議論はそうした研究動向への反動の要素を備えており、その意味で西村説の登場は必然だったとも言える。要するに、通説を反転させた西村氏の所説は、氏の個性というより研究史に内在する問題に規定されているのである。

では、これからの一揆論はどのような形で構築されるべきなのだろうか。石母田正氏は「一揆の権力が個別領主のそれから区別されるのは、前者が特殊な機関の権力として存在すること、その機関が『寄合』『評議』『評定』等々の名でよばれる合議体であることである」と論じている。まさしく一九七〇年代以降の国人一揆研究は、一揆を（半ば便宜的に）「機関」と捉える視点を導入したことで飛躍的な進展を遂げた。その学説史的意義はどんなに強調しても強調しすぎるといふことはない。通説と正反対の主張に見える西村説にしても、その実、〈一揆機関説〉の延長線上に位置しているのである。

だが我々は今や、「機関」の構造と機能を分析するという手法に基づく社会集団論的な一揆の論文を多く手にしている。そうした豊富な研究成果を踏まえ、一揆研究は次の段階へと進むべきであろう。その際に重要となるのが「縁」であると考ええる。

国人一揆研究では勝俣鎮夫氏の「一揆無縁」論が影響力を持ったこともあり、「縁」に関する考究は後景に追いやられてしまった観がある。しかし「是非」を標榜する公権力の訴訟が実際には「縁」に支えられていたのと同様に、「無縁」「是非」をスローガンとする国人一揆もまた「縁」によって存立し得た。一揆を語る上で「縁」の検討は欠かせない。

ここで問題となるのは、「無縁」で平等であることを建前とする一揆の内部に、現実には日常的な族縁関係が持ち込まれることの意味である。この問いを解く手掛かりは「契約」にあると筆者は考えている。一揆契約を「契約」という法行為全体の中に位置づける作業が必要となるが、それについては稿を改めて取り組みたい。

註

- (1) 拙稿「伊勢北方一揆の構造と機能」(『日本歴史』七二二、二〇〇七年)二二頁。
- (2) 白旗一揆に関しては小国浩寿「白旗一揆の分化と武州白旗一揆」(佐藤博信編『中世東国の政治構造』岩田書院、二〇〇七年)、彼杵一揆に関しては外山幹夫「彼杵一揆の構造とその性格」(同『中世九州社会史の研究』吉川弘文館、一九八六年)を参照のこと。他にも、「北関東から南奥羽にかけての国人一揆の構造は、一族的な一揆とその上に立った国人の連合体である広域的な一揆というような、二重構造になっていた」と指摘する、伊藤喜良「親房書簡から奥羽・東国の動乱をみる」(小林清治編『中世南奥の地域権力と社会』岩田書院、二〇〇一年、六一頁)などがある。
- (3) 石井進「家訓・置文・一揆契状」(『日本思想大系二』中世政治社会思想・上)岩波書店、一九七二年)五四二頁。
- (4) 長沼賢海「松浦党の研究―北九州海賊史―」(九州大学文学部国史研究室、一九五七年)。
- (5) 瀬野精一郎「松浦党の変質―松浦党の一揆契諾について―」(同『鎮西御家人の研究』吉川弘文館、一九七五年、初出一九五八年)。

- (6) 網野善彦「青方氏と下松浦一揆」(『歴史学研究』二五四、一九六一年)、佐藤和彦「国人一揆の史的 성격」(同『南北朝内乱史論』東京大学出版会、一九七九年、初出一九六七年)、森本正憲「松浦党の一揆契諾について」(同『九州中世社会の基礎的研究』文献出版、一九八四年、初出一九六九年)、石井前掲註(3)論文など。大一揆にも自発性があったことを主張している。
- (7) 村井章介「在地領主法の誕生―肥前松浦一揆―」(同『中世の国家と在地社会』校倉書房、二〇〇五年、初出一九七五年)。
- (8) 村井章介「今川了俊と上松浦一揆」(村井前掲書、初出一九七六年)。
- (9) 勝俣鎮夫「戦国法」(同『戦国法成立史論』東京大学出版会、一九七九年、初出一九七六年)。
- (10) 岩元修一「中世在地法についての一考察―十四・五世紀の肥前下松浦地方を素材として―」(川添昭二編『九州中世史研究』第二、文献出版、一九八〇年)、佐藤鉄太郎「南北朝、室町期の在地法について―松浦党とその近所人々―」(筑紫女学園短期大学紀要』二〇、一九八五年)、白水智「肥前青方氏の生業と諸氏結合」(『中央史学』一〇、一九八七年)など。なお瀬野精一郎「私の松浦党研究の軌跡」(『松浦党研究』三〇、二〇〇七年)が松浦党関係の文献目録を作成しているので、参考にされたい。
- (11) 西村安博「中世後期の在地法秩序に關する再検討―肥前松浦黨一揆を素材として―」(『法制史研究』四四、一九九四年)。以後、本文で言及する西村氏の所論は全て同論文に依る。
- (12) 石井紫郎「中世と近世のあいだ」(同『日本人の国家生活』東京大学出版会、一九八六年)。
- (13) 村井前掲註(7)論文、四一二頁。
- (14) 正平二十一年八月二十二日字久・有河住人等連署置文(『青方文書』、『史料纂集』古文書編、第九、「青方文書」第二、三二七号)。なお「左博」とは「さばく」、つまり「裁く」の意と思われる。また「網代」とは漁場の利用権のことと解される。
- (15) 『史料纂集』古文書編、第九、「青方文書」第二(以下「青方」と省略する)三二六号。
- (16) 西村前掲註(11)論文、一一〇頁。なお佐藤鉄太郎「南北朝、室町期の国人一揆についての一研究―松浦党について―」(『筑紫女学園短期大学紀要』八、一九七三年)の一一九頁、岩元前掲註(10)論文の二六二頁なども同様の解釈を示している。
- (17) 村井前掲註(7)論文、四一八頁。
- (18) 佐藤進一「新版 古文書学入門」(法政大学出版局、一九九七年)二〇九・二一〇頁。
- (19) 勝俣前掲註(9)論文、二四一頁。
- (20) 後掲の【史料一】。
- (21) 第二章で詳述する。
- (22) 永徳三年七月十三日字久覚等連署押書状(『青方』三四〇号)。
なお引用部分は、原文では平仮名のところも適宜漢字に改めた。
以下同じ。
- (23) 「青方」三三三九号。
- (24) 井原今朝男「中世契約状における乞索文・圧状と押書」(『鎌倉遺文研究』一七、二〇〇六年)一六頁。
- (25) 岩元前掲註(10)論文、二六二頁。
- (26) 吉原弘道『青方文書の研究』(服部英雄研究室、一九九九年)

七三頁。

- (27) 新田一郎「書評・西村安博著『中世後期の在地法秩序に関する再検討』」(『法制史研究』四六、一九九六年)一三二頁。
- (28) 岩元前掲註(10) 論文、二六三・二六四頁。西村前掲註(11) 論文、一〇三頁。
- (29) 村井前掲註(7) 論文、四〇四頁。
- (30) 石井良助『中世武家不動産訴訟法の研究』(弘文堂書房、一九三八年)四二三頁。
- (31) 嘉慶二年六月一日下松浦一族一揆契状(「青方」三五二号)。
- (32) 村井前掲註(7) 論文、四〇五頁。
- (33) 西村前掲註(11) 論文、一〇一・一二二頁。
- (34) ちなみに西村前掲註(11) 論文は、最初の調停が失敗した後、有力者が主體的に介入するのではなく、紛争当事者が仲介役を通して有力者に調停を依頼している点にも一揆裁定の「仲人制」的性格を見出している(二〇二頁)。しかし中世社会が徹底した当事者主義によって成り立っていたことを考慮すると、西村氏の見方は皮相なものに感じられる。守護裁判においても、国方(守護所)での訴訟が難航し、訴訟当事者が守護の在国奉行人に対し京都の守護屋形での訴訟繫属の斡旋を願い出るといふ事例が確認される。木村安男「中世後期の守護裁判―紀伊国守護畠山氏の場合」(『鳴門史学』四、一九九〇年)十二頁を参照のこと。「仲人」による他の構成員に対する左博への依頼がみられるという事実」と上級裁判権の存在は互いに矛盾しない。
- (35) 新田前掲註(27) 書評、二三一頁。
- (36) 永和三年四月十五日鮎河道円・鮎河呢連署沽却状(「青方」三三二号)、永和三年六月一日津留進沽却状案(「青方」三三三号)。人名比定は村井前掲註(7) 論文、四一六頁に拠った。
- (37) 応永二年十二月十八日穂阿等連署押書状(「青方」三六六号)。
- (38) 西村前掲註(11) 論文、一一一頁。
- (39) 応永二年十二月十八日鮎河道円・鮎河呢連署沽却状(「青方」三六七号)。
- (40) 永井英治「南北朝内乱期の使節遵行と地域社会の再編」(『南山経済研究』一九一、二〇〇四年)四一・四二頁。
- (41) 「青方」三九七号。
- (42) 村井前掲註(7) 論文、四二九頁。
- (43) 勝俣前掲註(9) 論文、二三九頁。
- (44) 石井前掲註(12) 論文、一二七頁。
- (45) 西村前掲註(11) 論文、一〇三頁。
- (46) 岩元前掲註(10) 論文、二六四・二六五頁。
- (47) 西村前掲註(11) 論文、一一七頁。
- (48) 応永七年二月九日篤等連署押書状(「青方」三七一号)。
- (49) 西村前掲註(11) 論文、一一四頁。
- (50) 白水前掲註(10) 論文は、今回の和解後に再び問題が発生した場合責任を持って解決に当たることが一揆が青方氏に誓っている点に注目し、一時的措置であるがゆえに青方氏も納得したのであろう、と推定している(五五頁)。従うべき見解であろう。
- (51) 白水前掲註(10) 論文は「兄弟同然という前提があるからこそ、文書の理非をもさしおいた解決が可能だった」と指摘している(五五頁)。
- (52) 西村前掲註(11) 論文、一一八頁。

- (53) 笠松宏至「中世法の特質」・「室町幕府訴訟制度『意見』の考察」・「入門」(同『日本中世法史論』東京大学出版会、一九七九年)、新田一郎「中世社会の構造変化」(同『日本中世の社会と法』東京大学出版会、一九九五年)、桜井英治「『無為』と『外聞』」(同『室町人の精神』講談社、二〇〇一年)など。
- (54) 新田一郎「『由緒』と『施行』」(勝俣鎮夫編『中世人の生活世界』山川出版社、一九九六年)一七・一八頁。この問題に関しては永井前掲註(40)論文も、幕府―守護による沙汰付の「本来の趣旨は、下知の内容を近隣に披露することにある」とし、「本来の沙汰付は武力を必要としない儀礼的なもの」であると指摘している(四一―四三頁)。
- (55) 新田一郎「日本中世の紛争処理の構図」(歴史学研究会編『紛争と訴訟の文化史』青木書店、二〇〇〇年)九七頁。
- (56) この点に関しては最近、佐藤雄基氏が慨嘆している。佐藤雄基「書評・大山喬平編『中世裁許状の研究』」(『史学雑誌』一一八―九、二〇〇九年)八七頁を参看のこと。
- (57) 近代的な権力観を無意識に中世史研究に投影することの危険性については、古くは石井進「日本中世国家史の研究」(岩波書店、一九七〇年)が警鐘を鳴らしている。最近では佐藤雄基氏が意欲的な提言を行っている。佐藤雄基「院政期の挙状と権門裁判」(村井章介編『人のつながり』の中世』山川出版社、二〇〇八年)を参照されたい。
- (58) 岸本美緒「動乱と自治」(村井前掲註(57)編著書)二一五頁。
- (59) 小林一岳氏の「当知行保全システム」論はその典型と言える。小林一岳「鎌倉―南北朝期の領主―探と当知行」(同『日本中世の一揆と戦争』校倉書房、二〇〇一年、初出一九九二年)参照。勝俣氏自身には必ずしも国人一揆を「団体」として過度に実体化させる意図はなく、むしろ議論を深化させるための作業仮説として「一揆専制」論を提唱したと推察されるが、その後の研究史は仮想的な概念として設定されていたはずの「団体」「機関」を実体として認識する方向へ展開した。
- (60) 近年、室町幕府の訴訟制度に関しても、会議体や部局といった組織よりも、人と人とのつながり(縁)に注目する研究が台頭している。近業としては山田徹「室町幕府所務沙汰とその変質」(『法制史研究』五七、二〇〇七年)が挙げられる。ただ山田論文の場合、南北朝末期に室町幕府の所務沙汰が鎌倉期的な訴訟制度を凍結し「個別伺」型へと移行したことを「閉鎖化」とネガティブなニュアンスで記述しており、「理非」重視の研究史におお拘束されている。
- (61) ミシエル・フーコー『性の歴史I 知への意志』(渡辺守章訳、新潮社、一九八六年、原著一九七六年)一二二頁。
- (62) 村井良介「戦国期における領域的支配の展開と権力構造」(『日本史研究』五五八、二〇〇九年)四一頁。
- (63) 新田前掲註(27)書評、二三二頁。新田氏自身は明言していないが、氏の議論はミシエル・フーコー氏の「規律・訓練」の概念を意識しているように思われる。ただしフーコー氏の議論においては、「規律・訓練的な権力」は近代的な権力として伝統的な権力とは対置されている。ミシエル・フーコー『監獄の誕生―監視と処罰』(田村俊訳、新潮社、一九七七年、原著一九七五年)一九〇頁を参照。

- (64) ミシェル・フーコー前掲註(63) 書、二〇三頁。
- (65) 新田前掲註(27) 書評、二三一頁。
- (66) 幕府の「沙汰付」手続、使節遵行については、新田一郎「日本中世の国制と天皇」(『思想』八二九、一九九三年)、外岡慎一郎「使節遵行と在地社会」(『歴史学研究』六九〇、一九九六年)が参考になる。理論的意味づけは前者が、実証分析は後者が詳しい。一揆の「沙汰付」については村井前掲註(8) 論文を参照のこと。
- (67) 新田前掲註(54) 論文、一八頁。
- (68) ミシェル・フーコー前掲註(63) 書、一七五頁。
- (69) 西村前掲註(11) 論文、一一八頁。
- (70) 石母田正「解説」(前掲註(3) 書) 五九九頁。
- (71) 金井静香「公家政権の裁許と『縁』」(大山喬平編『中世裁許状の研究』塙書房、二〇〇八年) 参照。

〔付記〕 本稿脱稿後、佐藤雄基「初期中世日本の『裁許状』の機能について」(法制史学会六〇周年記念若手論文集『法の流通』慈学社、二〇〇九年) が公にされた。対象とする時代は異なるが、「調停」と「裁許」の二者択一的理解の克服を目指す研究姿勢や「公権力」による「判決」という図式を自明視しない態度など、本稿と関わる論点も少なくないので、御参照いただきたい。また、本稿で取り上げた諸問題を一四世紀政治史の観点から考察した研究としては市沢哲「一四世紀政治史の成果と課題」(『日本史研究』五四〇、二〇〇七年) があり、本稿の執筆にあたって多くの示唆を得た。なお本稿は平成二十一年度科学研究費補助金(特別研究員奨励費)に基づく研究成果の一部である。